

美術館から画像を入手するための手順 —米国の場合—

米国スミソニアン協会フリーア・サックラー美術館主任司書
北米日本研究資料調整協議会—画像資料使用特別委員会共同委員長
吉村玲子

北米日本研究資料調整協議会 (North American Coordinating Council on Japanese Library Resources、以下NCC)¹は、今年6月23日、東京で「ジャパン・イメージ海外日本研究のための画像利用事情—」シンポジウムを開催した。シンポジウムはNCCに設置された画像資料使用特別委員会 (Image Usage Protocol Taskforce、以下IUP)の企画により、IUPは北米の研究者が日本由来の画像をスムーズに入手・利用できるよう支援することを目標としている。今回のシンポジウムもIUPの活動の一環で、日本での現行の画像利用許可取得プロセスを学ぶこと、北米の画像利用許可取得プロセスとのその違いを明らかにすること、そして日本の出版社や美術館などの画像提供関係者に北米の研究者の画像ニーズや利用状況を理解してもらうことを目的として、日本と北米の美術館、大学、出版社関係者が集まり、画像利用に関するさまざまな情報を交換した。IUPはそこで得られた日本の画像関係者から助言等を基に、日本語・英語両方の画像利用許可申請書雛形などを含む「日本画像の入手・使用に関するベスト・プラクティス・ガイドライン」を、NCCホームページを通して提供する予定になっている。

IUPは、シンポジウムに先立ち海外の日本画像利用者の入手・利用現況を把握して問題点を明らかにするため、2007年11月から2008年1月にかけて、主に北米、オーストラリア、ヨーロッパの日本関係リストサーブ登録者を対象にオンライン・アンケート調査を行った。²調査には、主に北米そして英語圏で活動している日本研究者 (教授、大学院生など) 120人からの回答があった。

アンケート調査実施者にとって一番関心のあったことは、海外の日本画像利用者がどのよ

うな問題に遭遇しているかであった。この質問に対して様々な回答が寄せられたが、それらはおおまかに二つのグループに分けられる。

第一のグループはプロセスに関することで、「画像権利所有者の連絡先がわからない」「誰に許可申請書を提出していいのかわからない」「画像利用にまつわる著作権法に不案内である」などの問題である。これらは解決しなければならない問題であるが、日本から画像を利用するときのみ生ずる問題ではない。第二のグループは日米文化の違いから生ずる問題で、「効果的な日本語の申請書を用意することができない」「交渉に仲介人、代理人が必要である」「日本の仕事の進め方に不案内である」「北米の研究・学術出版の画像利用事情を日本の画像権利所有者に説明することが難しい」などである。これらは、日本での仕事の進め方・考え方を学ぶことによって、完全には解決できないとしても、かなり改善できると思われる。³

さて、画像提供と言え、美術館は画像の宝庫ということもあり、第一の貢献者である。そして、今回のアンケートの結果でも判ったが、美術作品は、回答者の研究分野、または一次・二次資料、教材利用にかかわらず、利用頻度が大変、高かった。こうした利用事情は日本国内の研究者においても同様ではないかと推量する。そこで以下、参考のため、米国での美術館から画像を入手するための手順を簡単に説明したい。なお、米国の美術館には作品の画像利用許可申請を扱う部署があり、フルタイムのスタッフが対処していることを付け加えておく。

I. 利用したい画像の見つけ方

インターネットがどこからでも使える時代になり、従来の刊行物の他にオンラインでの画像

検索・入手が日常になっている。それに即応して、美術館が自館のHPで画像データベースを提供しているところが増えている。利用者は作者名や題材で作品を検索することができる。美術館によっては、データベース検索後、利用したい画像が見つかった場合、そこから引き続き利用許可申請情報を入力できるところもある。

その他では、インターネット上で有料のオンラインデータベースから画像を見つけることができる。代表的なデータベースとして The Bridgeman Art Library (www.bridgeman.co.uk)、Art Resource (www.artres.com) などが挙げられる。最近では、このような会社に自館の全コレクションもしくは一部のコレクションの画像提供処理を委託する美術館が増えてきている。画像提供会社の役割は、個々の作品の画像の利用条件の表示、作品の正しいクレジットラインの提供、または利用者に代わって著作権をクリアすることにある。

図1は、The Bridgeman Art Libraryのデータベースに掲載されている葛飾北斎の一作品である。カラー・イメージ、所蔵館名やクレジットラインの他に、英語のタイトルが表示され、日本語タイトル(ローマ字)も加えられている。またこの作品を利用するには複製許可が必要であることやカード、カレンダーやポスターには利用できないことがわかる。勿論、営利サービスであるから費用はかかるが、利用者にとっては複雑な画像利用許可手続きが免除される上、クレジットラインや利用方法などの詳細に関する問い合わせをする必要もなくなる。しかも、画像が見つかり自分の利用目的が果たせると分かれば、その場でコピーを注文し同時に

著作権をクリアできる便利さがある。同社では、サイトに掲載されている現代作品の作者の代理人として、画像利用者のために著作権をクリアするサービスを行っている。

II. 画像利用の目的

美術館に作品の画像使用の許可を求めてくる理由で一番多いのは、出版と教材としての利用である。その他の利用方法としては、ポスターやウェブサイト、テレビのプログラム、記録映画、パンフレットなどである。そのフォーマットや目的によって使用料金は異なる。米国の美術館によっては、画像を教材目的で利用する場合はフェアユース条項適用可能とし、著作権クリアの必要がないと見なして簡略なフォームで済ませる、正式な手続きや画像使用料金を免除する、などの対応をしている。

フェアユース条項は1976年に米国著作権法第17条に盛り込まれたもので、「批評、解説、ニュース報道、学問、研究を目的とする場合、著作権のある作品を許可なしで限定利用することを著作権違反としない」⁴としている。具体的には、著作権のある作品を許可なしで、教材の配布資料としてコピーする、無料公開講演でのスライド・ショーや論文に引用する、などができるという意味である。実際には細かい条件がつき、その解釈には曖昧・複雑なところがあり裁判になったりする。しかし、アメリカの教育現場や公開講演などではなくてはならない特権となっている。他方、利用者の良心にまかせているような曖昧さがある反面、その乱用を防ぐための努力も怠っていない。例えば、美術館のオンラインデータベースには必ず著作権が表示され、そこをクリックすると基本的な著作権法情報ページにリンクして、利用者の著作権に対する正しい理解を促している。

III. 美術館の契約書

画像を出版等に利用する場合、美術館は契約書を作成する。美術館によって内容は多少異なるが、契約書には申請者が提出した画像利用目的の詳細事項の他、次例のように入手した画像



Image ID BST 263973
 Title Hawkfinch and Marvel-of-Peru (ikaru, oshiroino hana) from an untitled series known as 'Small Flowers', c.1834 (woodblock print, ink & colour on paper)
 Artist Hokusai, Katsushika (1760-1849)
 Location Museum of Fine Arts, Boston, Massachusetts, USA
 Permission REPRODUCTION PERMISSION REQUIRED
 Restrictions CANNOT BE LICENSED FOR CARDS, CALENDARS, PRINTS OR POSTERS
 Credit Line Hawkfinch and Marvel-of-Peru (ikaru, oshiroino hana) from an untitled series known as 'Small Flowers', c.1834 (woodblock print, ink & colour on paper), Hokusai, Katsushika (1760-1849) / Museum of Fine Arts, Boston, Massachusetts, USA, William Sturgis Bigelow Collection / The Bridgeman Art Library

More information Add to Lightbox

(図1)

の利用規制、著作権等に関する条件が含まれる。

A. 入手した画像の利用に関する条件：

1. 入手した画像以外のものから画像再生できない—自館の所蔵品が高品質の画像で出版されることを条件として、利用者が本などから自分で撮影した画像を出版などに再利用することを許可しない（これは主に印刷の場合で、オンライン出版の場合は条件が異なることがある。下記7参照）。
2. 契約書に示されている内容以外の利用は許可しない—契約書に示されたプロジェクトが終了した時点で、入手した画像の利用権利は無効となる。入手した写真の破棄、トランスペアレンシーの場合は返却を要求する美術館もある。
3. 美術館が提供した写真から複製を作成したり保存するためにデジタル化することは許可しない。
4. 切断、修正することは許可しない。その必要がある場合は、事前に美術館の許可が必要である。
5. 広告等の商業ベースの目的に使用することは許可しない。
6. 入手した画像を他の人・組織へ譲渡することは許可しない。
7. オンライン出版の場合は、美術館にデジタル再生画像の質を指定する権利がある—この条件は、上記1の印刷物の場合とは反対で、デジタル化されたイメージが不当にダウンロードされることを防ぐために、イメージの解像度をわざと落としたりする。ダウンロードできなくする、イメージに電子透かしを入れる等の場合も含まれる。

なお、美術館のサイトに作品の画像を掲載する際に、無断でダウンロードしても出版には使えないような低解像度に行っているところはよくある。

B. 著作権に関する条件

1. 著作権が有効である作品については、申請者にその利用許可を取得する義務がある—著作権所有者の連絡先等、必要な情報、その他プロセスに必要な手助けは美術館が提供するが、基本的には申請者と著作権所有者または作品の所有者間の交渉とする。

2. 美術館が提供した写真の著作権は美術館が所有する。

C. その他の条件

1. クレジットライン：画像利用の際には美術館からの提示に従って、その所蔵者を明らかにする、作品番号も明記する、所蔵機関を明記することは北米ではスタンダードとなっており、美術館の契約書には必ずこの条件が含まれる（ただしこれは、作品自体の著作権とは別の事項である）。その第一の理由は、美術館の多くは提供した写真の著作権は自館にあるとしていることである。第二の理由は、作品の所有者即ち美術館が、画像の被写体になっている作品を所有し保存していることの確認である。
2. 出版プロジェクトの場合は、出版後、美術館に刊行物を一部寄付する。
3. 契約書に示されていない増刷、改訂については、新しい契約の対象とする。

IV. 画像使用・複製料金

美術館が画像利用者に課す料金の体系について説明する前に、北米の出版事情について少し触れておきたい。

北米には商業出版の他に学術出版がある。学術出版はacademic press と呼ばれているが、研究専門書等を企画する非営利出版で、研究者、大学図書館などを読書層として販売している。担い手は主に大学出版社で、出版部数は商業出版のタイトル最低5000部に比べて500-750部と極端に少数である。今回シンポジウムで発表したハワイ大学出版会主任編集長パット・クロスビー氏は「大学出版社の学術出版における重要な役割は、北米における特有な現象だ」と述べている。⁵ 儲けを見込まない少部数出版であるから、その企画も予算も小規模で、画像を掲載する場合は編集前に著者自身がその利用許可を取得し終わっていなければならない。費用も著者が工面しなければならない。

美術館では、画像の出版許可を扱う場合、それが学術出版である場合は、教材として利用する時と同様に、かなり寛容に対応する。スミソニアン協会のフリーア美術館の料金体系（図2

スミソニアン協会フリーア美術館/アーサー・M・サックラー美術館
画像複製料金の例(2007)

A. 出版に使う場合		
	非営利	営利
白黒プリント 8" x 10" 内	\$20	\$40
カラーラミネーション(一画像につき)	3ヶ月\$50	3ヶ月\$125
カラーデジタル画像(出版用-最低300 DPI)	\$40	\$80
カラーデジタル画像—FTPサイトに伝送	\$40	\$80
白黒デジタル画像—FTPサイトに伝送	\$20	\$40
白黒デジタル画像(出版用)	\$20	\$40
デジタル画像—ウェブサイト用	\$10	\$50
B. 出版以外に使う場合 (私用・教材)		
白黒プリント 8" x 10" 内	\$20	
カラープリント 8" x 10" 内	\$20	

(図2)

スミソニアン協会フリーア美術館/アーサー・M・サックラー美術館
画像使用料金の例(2007)

出版部数3001冊から10000冊の例				
	非営利		営利	
	白黒	カラー	白黒	カラー
本-内部	\$50	\$100	\$55	\$110
本-ジャケット	\$75	\$150	\$85	\$165
雑誌-内部	\$40	\$80	\$45	\$90
雑誌-ジャケット	\$60	\$120	\$75	\$135
VIDEO/DVD販売用	\$50	\$100	\$55	\$110
教材	\$50	\$100	\$55	\$110

(図3)

—3)⁶を例にとると、画像利用料金も画像複製料金も、営利出版と非営利出版の料金体系は別になっていて、非営利出版に課せられる料金は営利のものより安くなっている。研究者・教育者に対する特別料金を大々的に公表していないところでも、申請者が申し出れば使用料金を割引いたり免除する美術館が多い。料金割引・免除となる具体的な例は：(1) 画像を掲載する刊行物が非営利出版である場合は割引き料金、(2) 授業の教材のみに利用する場合は画像使用料金を免除、(3) 研究者および学生が個人で費用を払っている場合は画像使用料金を免除、(4) 学生のクラスプロジェクトのための画像利用に対しては画像使用料金を免除しさらに画像複製料金は規定額の半額、等である。

今回のシンポジウムの収穫は、日米双方の画像利用許可取得に関する情報を交換できたことだと思う。海外からの参加者にとっては、日本の画像利用許可取得プロセスの事情を現場の人たちから直接学ぶ絶好の機会であったと言えるし、日本の画像関係者にも出版事情の違いなど北米画像利用者のアプローチの背景を判っていただけたのではないと思われる。また北米に特有とされる学術出版の概念や著作権をクリアする際の考え方の違いなど、残る問題を確認できたことも大きな収穫であった。日本での画像利用許可取得プロセスとその背景が判れば最善のアプローチが選択できる上、NCC IUPのガイドラインなどにより日本由来の画像を適正にかつ効率的に入手・利用できるようになれば、現在の状況はかなり改善されると期待できる。

デジタル・インターネット環境が進み、博物

館・美術館由来の画像利用は容易になり、その要請は一段と高まってきている。画像の選択入手がどこにいてもボタンひとつでできるようになったことは、博物館・美術館が国籍にかかわらず同様な問題に直面することを意味する。こうしたなか、国際的に画像関係者が互いに情報交換することができた今回のシンポジウムの意義は大きかったが、今後も日本と北米の博物館・美術館の間で画像提供の方針・実践について意思疎通が図られ、画像の無断利用対策など共通の問題に一緒に取り組んでいけることを願っている。画像提供は博物館・美術館の役割として大層重要であり、デジタル環境に対応するためには国際的なコミュニケーションと連携が肝要になっていると思う。

末尾ながら、本稿の執筆にあたりNCC理事の安江明夫氏より数々の助言をいただいたことに感謝の意を表する。

<注>

- 1 NCCの全体活動については(<http://www.fas.harvard.edu/ncc/index.html>)を参照下さい。
- 2 アンケート調査の結果は坂口英子氏(メリランド大学図書館)と著者が分析にあたった。
- 3 関連記事:「海外日本研究の画像利用」(「出版ニュース」7月下旬号)
- 4 U.S. Copyright Office: Fair use (<http://www.copyright.gov/fls/fl102.html>)
- 5 Crosby, Patricia. "North American Publishers' Use Procedures" (今回のシンポジウムで発表(原文英語))
- 6 詳細は(<http://www.asia.si.edu/visitor/rnr.htm>)を参照下さい。

(よしむら・れいこ)